平成２５年（フ）第３１１号
横浜市金沢区並木３丁目７番10―202号、開始決定時の住所横浜市金沢区富岡東６丁目20番54号
破産者　加藤　勝雄
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１２号
横浜市金沢区並木３丁目７番10―202号、開始決定時の住所横浜市金沢区富岡東６丁目20番54号
破産者　加藤　啓子
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５３号
長野県安曇野市穂高有明2181―62、住民票上の住所長野県長野市大字鶴賀権堂町2238番地
破産者　耳塚　寛子
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第６６号
名古屋市熱田区大宝４丁目３番３号　グレートトレジャー章貴307号
破産者　近藤　竜平
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７４号
名古屋市千種区竹越１丁目15番12号　ファミリアーレ千種竹越1302号
破産者　水野　敬乃（旧姓赤田）
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４号
堺市南区原山台１丁５番３―817号、前住所堺市南区赤坂台６丁21番５号
破産者　田口　厚子
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２７９号
大阪府富田林市高辺台３丁目４番43―202号、開始決定時の住所大阪府富田林市向陽台３丁目３番７―116号
破産者　髙橋　一佳
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３３号
堺市堺区浅香山町３丁12番15―806号
破産者　道本　一夫
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８９号
大阪府河内長野市木戸西町３丁目15番６―202号、前住所大阪府河内長野市自由ケ丘１番２―1102号
破産者　吉原　広宣
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８１５号
愛知県知多郡東浦町藤江下廻間39―４、住民票上の住所神戸市中央区三宮町３丁目５番４号　ＨＫ元町ビル801号
破産者　新美　昌宏
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４０号
神戸市長田区梅ヶ香町２丁目１番８号　森本ビル401号
破産者　大川　暢久
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５９号
神戸市北区北五葉６丁目４番１―206号
破産者　ベルエアーこと　奥野　正行
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０９号
兵庫県川西市矢問２丁目６番45号
破産者　吉田　毅彦
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３８０号
兵庫県宝塚市安倉西２丁目５番25号
破産者　タカラ不動産こと月山泰英こと　鄭　泰三
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第３号
兵庫県宝塚市千種３丁目12番８号、前住所兵庫県西宮市甲子園八番町３番15号
破産者　河野みどり
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第２５号
京都市南区久世中久世町２丁目45番地１　ヴィラ・ブルーメ101、開始決定時の住所兵庫県川西市久代４丁目２番48号
破産者　小川　紀美
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第６１９号
兵庫県西宮市中屋町４番26―101号、従前の住所大阪市生野区鶴橋２丁目６番21号
破産者　つくし薬局こと　山本　明代
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５０５号
兵庫県姫路市飾磨区細江731番地
破産者　津岡文栄堂こと　津岡　龍二
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部